

公社等外郭団体の財政支援等に関する指針

(令和6年3月21日総務部長決裁)

1 指針の目的

この指針は、県の出資又は出えん等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体に対する公的支援（財政支援）の考え方等に必要な事項を定め、「公社等の指導監督要領」も踏まえ、公社等外郭団体の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを目的とする。

2 対象とする公社等外郭団体

県行政と密接な関連を有する「公社等の指導監督要領」に定める公社等外郭団体とする。

3 公的支援（財政支援）の考え方

県が公社等外郭団体に対し財政支援を行うに当たっては、下記の事項に留意し行うものとする。

(1) 公社等外郭団体は、県から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該公社等外郭団体の自助努力によって行われるべきであるが、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。

このため、県と公社等外郭団体の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。

(2) 公社等外郭団体に対する財政支援に当たっては、公社等外郭団体が独立法人として、自主性や主体性を発揮し、機動的かつ弾力的な事業展開を通じて県との適切なパートナーシップの構築が図られるよう行うものとする。

(3) 財政支援については、県行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、廃止、縮小、統合、メニュー化や資金の貸し付けなどの他の代替的措置等を含めて、常に見直しの検討を行うものとする。

(4) 財政支援の見直しに当たっては、県行政の役割分担や責任範囲について県が責任をもって実施するべきもの、民間や市町村に委ねるべきもの等の観点、経費負担のあり方については、財政的な自立の可否、補助目的の達成状況、受益者

負担の考え方等の観点、民間事業と競合する事業、収益性の高い事業等については、事業の目的及び採算性等から民間活力の導入を図る等総合的に検討を行うものとする。

- (5) 財政支援の対象とする事業については、国・県・市町村の事業や他の団体の事業との重複に留意するとともに、関係市町村や民間事業者との適正な負担割合について検討するものとする。
- (6) 事務事業の委託については、効率性、透明性や競争性が確保されているか、団体の持つ専門的な知識や技術等の活用、事務改善や創意工夫によりその成果が期待されているか等を検証し適切に対応すること。
- (7) 新たな事務事業を委託する場合や変更・廃止等を行う場合は、公社等外郭団体の経営に影響を与えることから、事務事業の内容、必要な職員数や組織、委託料の額と収支見込み、変更・廃止に伴う課題の解決策などについて、あらかじめ公社等外郭団体と十分な調整のうえ行うこと。
- (8) 経営改善計画等に取り組んでいる公社等外郭団体又は事業の健全化に対する財政支援については、公社等外郭団体自らが行う抜本的な改革への取り組み状況、目標の達成状況やその成果を検証するとともに、県の財政状況を勘案し行うものとする。

特に、自主事業については、自立的、自主運営を基本とするものであり、原則として財政支援の対象としないものとする。
- (9) 県の公社等外郭団体に対する財政支援の状況については、毎年度、当初予算における措置状況を公表するものとする。
- (10) 知事、副知事等の職にある者や一般職の職員が、私人としての立場で公社等外郭団体の債務を保証することは、公職としての立場での契約と混同されるおそれがあるため、行うべきではないこと。
- (11) 共通的な人件費等管理運営に要する経費については、次のとおりとする。
 - ア 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣した職員の給与に係る公益的団体への財政支援は行わないものとする。
 - イ 委託事業等に係る職員退職手当引当金及び租税公課等については、県の事務事業との密接度やその期間等実情を勘案したうえで支援の可否を判断するものとする。

(12) 事業補助については、次のとおりとする。

- ア 公社等外郭団体が国及び県からの制度的補助金又は奨励的補助金の交付を受けて行う事業にあつては、地方分権の進展等社会経済情勢の変化により、将来統廃合等の整理がなされることを前提として、これらの変化に柔軟に対応できるよう組織、職員定数、財産の取得等を慎重に行い、長期的経営の安定に努めるよう措置するものとする。
- イ 公社等外郭団体が国庫補助事業を実施する場合の自己財源に対する補助については、県の事務事業との関連性の程度を勘案するとともに、関係市町村や他の出資者等との経費の分担を考慮するものとする。
- ウ 新たに県単独補助事業を実施する場合にあつては、補助目的や効果、行政の責任分野、経費負担のあり方等を総合的に勘案するとともに、補助対象範囲、補助率及び期間を明確にし、措置するものとする。
- エ 新規の補助事業の期間は、原則として3年又は5年以内の終期を設定して行い、補助金交付要綱等に終期を規定するなどサンセット方式の徹底を図るものとする。また、既存の補助事業にあつても一定の期間を経過したものについては、廃止、縮小、統合等の見直しを行うものとする。
- オ 調査・研究事業に対する財政支援については、調査研究の成果を早期に活用する観点から、事前に事業の目的、調査研究の達成目標、成果の活用方策、事業期間、財政支援の対象経費及び事業の進捗状況の把握方法等について明確にし、取り組むものとする。
- カ 公社等外郭団体が県以外の他の団体等から受託して実施する事業及び収益事業については、事業毎に独立採算を図り、収支の均衡が確保されるべきものであり、原則として財政支援の対象外とする。

(13) 事業の委託については、次のとおりとする。

- ア 公社等外郭団体に対する事務及び事業の委託については、専門性、経済性、迅速性等が発揮され県民サービスの向上、コスト縮減の効果、行政組織の簡素・効率化への貢献等が達成されるよう権限の委譲を行うものとする。

また、業務方法の創意工夫や経費の節減効果の努力が公社等外郭団体の業務の円滑化、経営の健全化に資するよう委託のあり方について見直しを行うものとする。

なお、社会経済情勢の変化に伴い必ずしも県が行うべき事務事業ではなくなったものについては、補助事業への移行等を検討するものとする。

- イ 委託契約に当たっては、委託する事務・事業の範囲やサービス水準を明確にして行うものとし、事務事業の執行において委託内容を超えた事業範囲の拡大や過度のサービスが行われないよう留意することとする。

- (14) 公社等外郭団体の債務について行う損失補償（債務保証を含む。）は、将来的にはその一部又は全部を負担する可能性を有するものであることから、債務について損失補償を行うべきではないこと。

これは、既に県が損失補償を行っている債務の借換えを行う場合や政府関係機関等が公社等外郭団体に対して貸付けを行う場合にも同様であること。

真にやむを得ず損失補償を行う場合は公益性や当該公社等外郭団体の資産内容や財政状況、償還計画の確実性を検証し、損失補償の実行は経営者の責任や関係者の対応等あらゆる手段を講じた後に行うことを認識し、関係者と十分な調整がなされたものについて行うものとする。

- (15) 公社等外郭団体に対する短期貸付けは、損失補償と同様に、当該公社等外郭団体が経営破綻した場合には、その年度の県の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、避けるべきであること。

- (16) 公社等外郭団体に対する長期貸付けについては、一の年度に多額の償還が見込まれる場合や地方債（いわゆる「貸付金債」）を財源としている場合等には、長期貸付けを行う公社等外郭団体の経営の著しい悪化が県の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意すること。

やむを得ず県から貸し付ける場合にあつては、経営努力により歳出の縮減等に努めることを前提として必要最小限の額を貸し付けるものとする。その場合、貸付条件、貸付の時期を明確にし、実行することとする。

- (17) 公社等外郭団体に対する出資及び増資は、公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資及び増資の是非・規模等を判断することが必要であること。

県が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間のもとより、利害関係者等に対しても明確にしておくこと。